

上田市有収率向上対策業務委託特記仕様書

第1章 一般事項

1 目的

上田市有収率向上対策業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、上田市上下水道局（以下「委託者」という。）が委託する有収率向上対策業務委託（以下「委託業務」という。）について必要な事項を定める。

本業務は、委託対象地域において配水量解析を含めた施設の現況分析調査を実施するとともに、そこから得られた結果を検証・分析し、配水管及び給水管（メーター下流側を除く）を対象に漏水調査を行い、無効水量の削減と対象地域の有収率の向上（目標有収率、令和11年度90%以上）を図ることを目的とする。

2 総則

- (1) 委託者及び受託者はこの仕様書に定める仕様に基づき業務を履行しなければならない。
- (2) 履行に当たって委託者及び受託者は密接に協議を行い、有収率の向上に努めること。
- (3) 漏水調査は、本事業で発見された漏水箇所の修繕工事後、再調査等の依頼があり得る事を考慮し作業を行うこと。詳細は打ち合わせによる。
- (4) 本業務では夜間作業も想定する。

3 委託業務の範囲

- (1) 漏水調査（有収率の向上に効果的な計画提案と実施）
- (2) 施設の現況分析（例：配水量、有収率等）

4 業務体制

本業務における発注者側の業務体制は以下のとおりとする。

主監督員…上水道課 上水道維持担当（真田町長7178番地1）

上田・真田地区担当…上水道課 上水道維持担当（真田町長7178番地1）

丸子・武石地区担当…丸子・武石上下水道課 上下水道係（上田市上丸子1612）

主監督員は、契約および業務全体を総括する。

地区担当は資料貸与や日常調査報告の受付など、現地調査業務を担当する。

5 委託業務監督員

委託者は、委託業務について指示、承諾及び協議を行う監督員を定め受託者に通知するものとする。

6 業務従事者

受託者は、委託業務の履行にあたり、委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。臨時に雇用した者も含む。）について業務従事者届を委託者に提出しなければならない。また、業務従事者の人員配置の計画表を委託者に提出しなければならない。なお、変更が生じた場合も同様とする。

7 業務責任者の選任

- (1) 受託者は、委託業務及び業務従事者を管理監督するため、業務従事者の中から業務責任者を選任し、委託者に提出しなければならない。また、変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、水道維持管理業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導、管理を行い、かつ常時雇用関係にある者とする。

8 照査技術者

- (1) 受託者は、委託業務全体の照査・点検をするために、照査技術者を選任し、委託者に提出しなければならない。また、変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 照査技術者は、業務責任者と同様に水道維持管理業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導、管理を行い、かつ常時雇用関係にある者とする。
また、業務協議等や定例会の参加など年2回以上参加すること。

第2章 業務委託の内容

【現況分析】

1 協議・定例会

現場作業に入るまでに、仕様書に従い、最も効率的な調査結果を得るための調査工法・調査箇所の検討・提案を行う。

現況分析の工程を含めた業務計画書は、契約後2週間以内に監督員に提出すること。

委託業務期間中に、委託者との業務協議を初回・中間・最終の3回行うこと。

協議内容は資料等の確認、各分析内容の状況説明、業務状況の進捗協議、他委託内容に関わることについてである。

また、漏水調査と共通し現況分析の結果協議、調査に入るタイミング、現況と年次作業計画内容の不一致があった場合の修正の協議などを行う定例報告会を毎年3回程度実施する。

【漏水調査：現場作業】

2 作業計画作成

受託者は契約後に委託者から提供を受けた配水量、有収水量等の資料等により、調査対象区域について委託者と協議し、年度ごとに調査業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

3 路面、戸別調査

漏水を発見した場合のマーキングは家屋等の構造物に塗料が飛散しないよう十分注意して行うこと。仕切弁、消火栓は表函または消火栓正面等に行うこと。マーキングが困難であれば写真撮影により位置を報告すること。

4 確認調査

上記調査により漏水と断定された場合は、漏水探知機やボーリング作業等により入念に調査し漏水箇所を特定する。

漏水箇所を確認するためにボーリングをおこなう場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう十分に注意すること。万一地下埋設物に損傷を与えた場合は、受託者の責任で賠償しなければならない。

ボーリング孔は調査後、砂及び砂利を入れ、舗装部分はロードキャップで補修すること。

5 報告書作成

業務完了時には次の内容について報告書を提出する。

- ・漏水調査結果、漏水の分類、漏水の原因及び漏水量
- ・回収データ（蓄積・分析可能、かつ日本語で判別可能なもの）の分析結果
- ・漏水確認調査結果
- ・調査結果から分析される考察及び今後の漏水防止についての提言等

6 成果品

- ・報告書
- ・管路Shapeデータ（本業務で委託者が必要と認めたデータを登録）
- ・給水Shapeデータ（本業務で委託者が必要と認めたデータを登録）

第3章 業務の履行

2 身分証明書

- (1) 受託者は、調査実施に先立ち、委託者から調査に従事させる者の身分証明書及び腕章の交付を受けなければならない。
- (2) 調査に従事する者は、身分証明書と腕章を常時携帯し、よく見える位置に着用して漏水調査に関係する土地の所有者等の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 受託者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書及び腕章を委託者に返納しなければならない。

2 土地の立入り等

受託者は、調査実施にあたり、宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合はあらかじめ占有者に対して通知しなければならない。必要がある場合は、市民に対する事前の周知を広報等にて行うため、委託者が求める資料を作成すること。また民地内での調査等は原則として日の出から日没までの間とする。

3 現場管理

- (1) 受託者は、調査実施にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。
- (2) 受託者は、調査実施にあたり、地上・地下の既設構造物を損傷しないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、傷害、火災、その他の事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑に調査を行わなければならない。
- (4) 受託者は、調査実施にあたり、道路上の作業を行うことから、所轄の警察署に道路使用許可を申請し、その許可書の写しを委託者へ提出しなければならない。
- (5) 紛争の解決

受託者は本業務を実施する上で第三者と紛争のあったときは、速やかに監督員に報告すると共に、その紛争の解決にあたらなければならない。

4 秘密の保持等

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、受託者は成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を委託者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、譲渡もしくは無断使用してはならない。これは契約の終了又は契約の解除後も同様とする。また、作業中に個人情報を含む資料およびその複写物等を紛失した場合はすみやかに委託者に報告しなければならない。

5 提供データの貸与

業務遂行に当たって委託者から受託者へ下記の資料を貸与する。

- (1) 水道管路データ（管路Shape・給水Shape）
- (2) 過去3ヵ年漏水修繕データ
- (3) 料金システム情報XLS（個人情報を除いた水栓番号・過去12ヶ月分並びに業務期間中の使用水量）
- (4) 衛星解析による漏水選別結果図（Shape含む）
- (5) 配水データXLS
- (6) 都市計画図データ（市DM）
- (7) その他受託者が必要とし委託者が許可するもの

6 情報資産の返還

委託業務が完了したときは、受託者は委託者から提供された委託業務に係わる情報資産等を遅滞なく返還しなければならない。また、資料の複写を行った場合は業務終了時に全て破棄すること。特に個人情報を含む資料については細密裁断や溶解等により第三者が復元出来ない状態で破棄すること。

7 業務予定表の提出

受託者は、委託業務を履行するにあたり、委託者に対し毎週の業務予定表を提出しなければならない。

8 業務実施状況の報告

- (1) 受託者は、委託業務を履行するにあたり、委託者に対し調査日誌を提出し、委託者と綿密な打ち合わせの上調査しなければならない。
- (2) 委託者が必要と認めたときは、業務状況報告会議を随時開催できるものとする。

9 履行義務

受注者は、仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上、当然必要なものは負担し、履行しなければならない。

10 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の履行にあたり、業務に関する関係法令及び規程等を遵守しなければならない。

11 緊急時の対応

受託者は、勤務時間外における緊急事態の発生に備え、常に緊急連絡網を準備し、委託者に報告しなければならない。また、自然災害及び水道事故の発生に伴い、委託者から緊急応援要請があった場合は、応じるものとする。

12 安全管理

- (1)労働安全衛生法及びその他関連法令の定めるところにより、安全管理には十分な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2)道路上の作業においては通行者の安全を確保するとともに事故に罹災しないよう適切な措置を講じること。

13 検査

- (1) 委託業務終了後は委託者の完了検査を受けるものとし、再調査等を要すると判定された場合は、受託者の負担で速やかに再調査等を実施し、再検査を受検するものとする。
- (2) 委託業務期間中の毎年2月に中間報告書を提出し、委託者の中間検査を受けるものとする。また、委託者は必要に応じて適時中間検査を行うことができる。
- (3) 委託業務終了後であっても明らかに受託者の過失等に起因する不具合等が発見された場合についても受託者の負担により、修正補足を行うものとする。

第4章 契約に関する事項

1 委託料の支払

- (1)委託料は材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却する部分に限る。）動力費、交通通信費、支払運賃他の準備必要費の観点から前金払い（契約金額の30%以内）を支払うものとする。
- (2)委託者は、受託者から請求を受けたときは、委託業務の履行内容を確認し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 業務の再委託

- 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- ただし、あらかじめ委託者の承認を得たときは、その一部を他の者に再委託し、または請け負わせることができる。

第5章 成果品

委託業務の成果品は以下のとおりとする。なお提出の数はA-4版による紙面3部、記録媒体に保存した電子データ2部（CD-R等の記録媒体で書き換えが不可能な物）とする。

- ・業務総括
- ・考察・提案

- ・漏水調査報告書
- ・業務日報
- ・その他必要と思われるもの

第6章 その他

委託業務についての疑義、仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。なお、特別な理由及び緊急を要する場合には、委託者の指示するところによる。